

岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定に基づく漁業許可について

令和6年2月13日

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び香川県漁業調整規則(令和2年香川県規則第61号)第4条第1項に掲げる漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類 又は地方名称	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
えびこぎ網漁業	直島東部海面(別紙1のとおり)	1月1日から 12月31日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	19	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、更に弁天島西端からフクベ鼻、ハジカミ鼻、手島甚平鼻を結んだ線以北の香川県海面(別紙2のとおり)	1月1日から 12月31日まで (別紙2のとおり)	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	147	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
いかなご込網漁業	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 ただし、丸亀地先沖を除く	2月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	6	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
餌料いわし込網漁業	塩飽海面(ただし、別紙3の区域は除く)	7月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	6	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
大型いか込網漁業	高松沖海面(別紙4のとおり)	4月20日から 6月20日まで	定めなし	定めなし	2	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
いか込網漁業	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 ただし丸亀地先沖を除く(別紙5のとおり)	4月20日から 5月31日まで	定めなし	定めなし	9	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
まながつお込網漁業	高松沖海面(別紙6のとおり)	6月21日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	2	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 ただし丸亀地先沖を除く(別紙7のとおり)	6月15日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	9	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
ごち網漁業	塩飽海面	4月20日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	9	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	与島地先海面	4月20日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	1	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者

漁業種類 又は地方名称	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
さわら流しさし網漁業	小槌島・大槌島以東の旧中讃海面	5月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	32	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	塩飽海面	5月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	23	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
まながつお流しさし網 漁業	直島・豊島地先海面	6月1日から 9月30日まで	定めなし	定めなし	4	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	塩飽海面	6月1日から 9月30日まで	定めなし	定めなし	11	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	高見島、佐柳島、小手島以西の海面	6月1日から 9月30日まで	定めなし	定めなし	5	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	手島、小手島北海面	6月1日から 9月30日まで	定めなし	定めなし	1	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
ままかり巻きさし網 漁業	広島地先海面	11月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	3	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
かに建網漁業	手島西南海面	8月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	1	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
かにすくい網漁業	塩飽海面及び直島地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	40	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
たこつばなわ漁業	豊島家浦地先海面	5月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	3	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	塩飽海面	5月1日から 12月31日まで ただし、9月1日か ら9月30日までの 間を除く	定めなし	定めなし	22	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	西塩飽海面	5月1日から 12月31日まで ただし、9月1日か ら9月30日までの 間を除く	定めなし	定めなし	3	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者

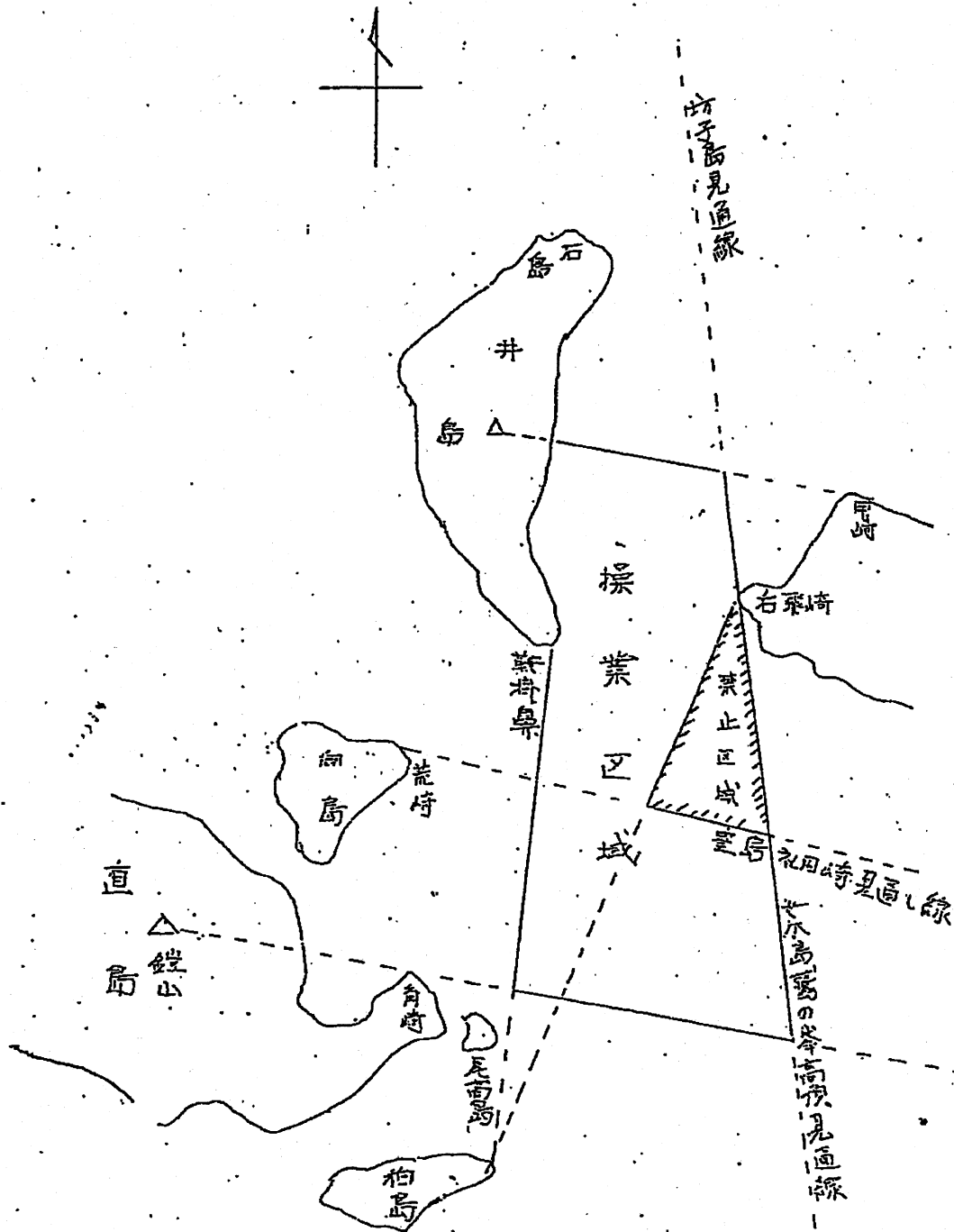
漁業種類 又は地方名称	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
いいたこつぼなわ漁業	豊島家浦地先海面	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	1	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	広島・手島間の海面(別紙8のとおり)	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	10	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	高見島北部海面	1月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	1	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	本島東部海面	1月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	1	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	手島北部海面(別紙9のとおり)	1月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	1	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	与島地先海面	1月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	2	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
あなご延なわ漁業	小豆島東部海面	1月5日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	9	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	本島、与島、小与島、小瀬居島、牛島の各島により囲まれた海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	20	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
たいらぎ潜水器漁業	塩飽諸島(ただし、高見島周辺1500メートルの海面を除く)、坂出市(ただし、王越地先を除く)、宇多津町地先海面、多度津町(ただし、白方地先を除く)	12月1日から 4月20日まで	定めなし	定めなし	23	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
点火いさり漁業	塩飽海面(ただし魚礁設置区域を除く)	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	7	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	本島、与島地先海面(ただし魚礁設置区域を除く)	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	1	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
まきえ釣り漁業	直島地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	7	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	与島地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	8	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者

漁業種類 又は地方名称	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
まきえ釣り漁業	佐柳島地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	6	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
まだこ釣り漁業	直島地先海面(別紙10のとおり)	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	74	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	東塩飽海面(旧与島村、旧本島村)	4月1日から 12月31日まで ただし、9月1日か ら9月30日までの 間は除く	定めなし	定めなし	220	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	西塩飽海面(広島以西)	4月1日から 12月31日まで ただし、9月1日か ら9月30日までの 間は除く	定めなし	定めなし	34	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	与島地先海面	4月1日から 12月31日まで ただし、9月1日か ら9月30日までの 間は除く	定めなし	定めなし	16	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和6年2月13日～令和7年3月31日

3. この公示に係る許可の有効期間は、入漁協定表の有効期間に合わせ、単年度の許可とする。

標 業 区 域



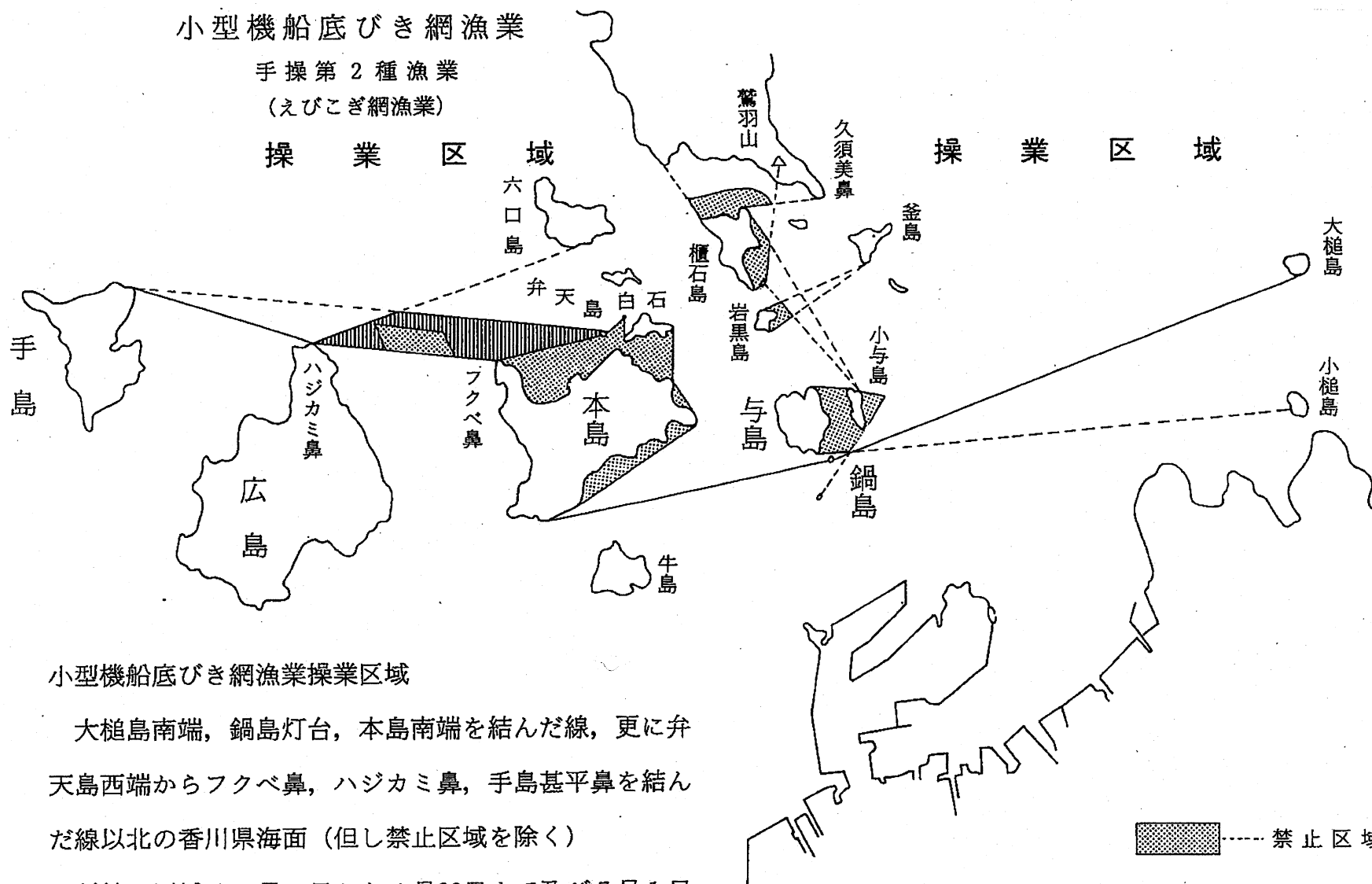
小型機船底びき網漁業

手操第2種漁業

(えびこぎ網漁業)

操業区域

操業区域

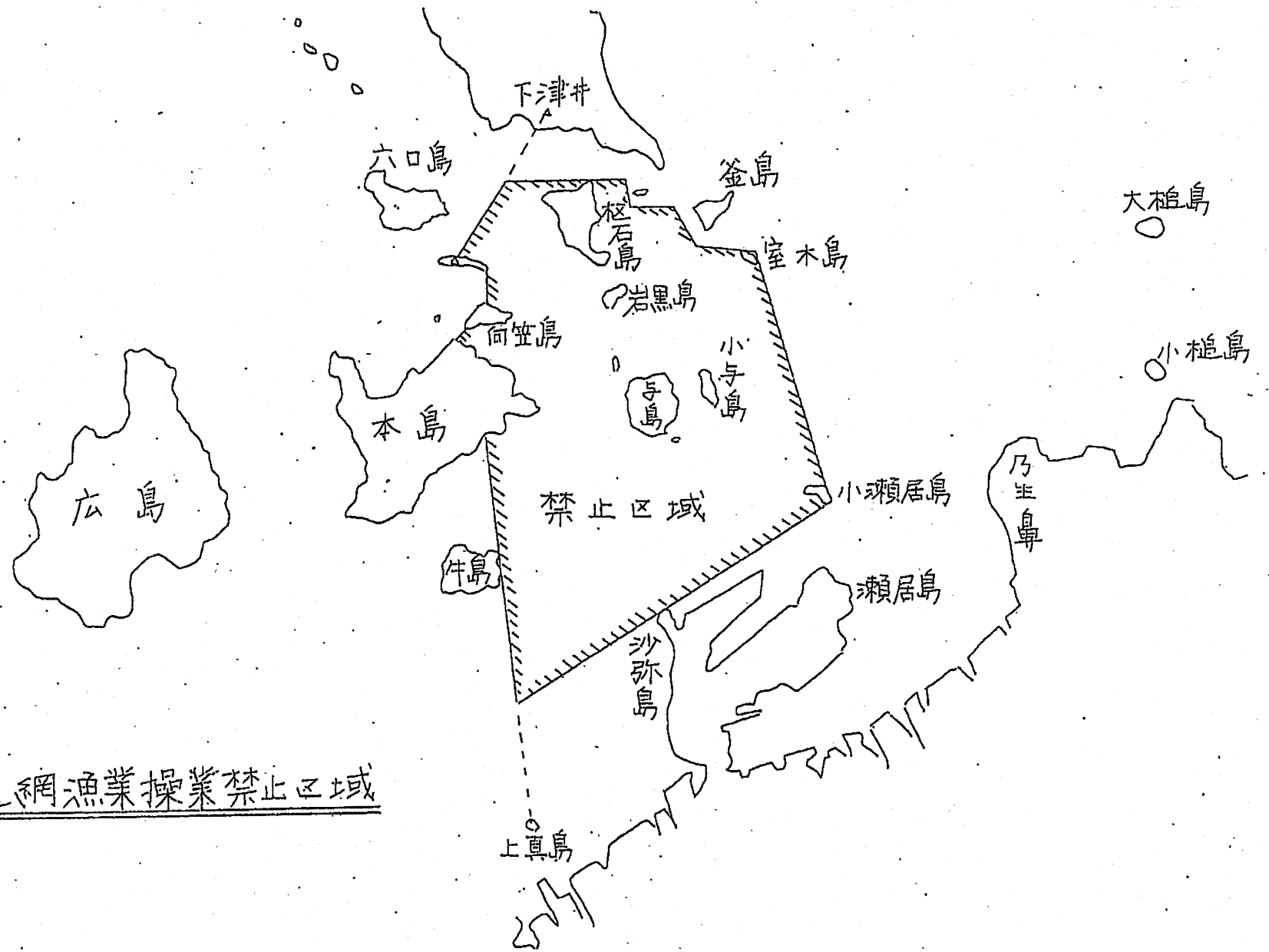


小型機船底びき網漁業操業区域

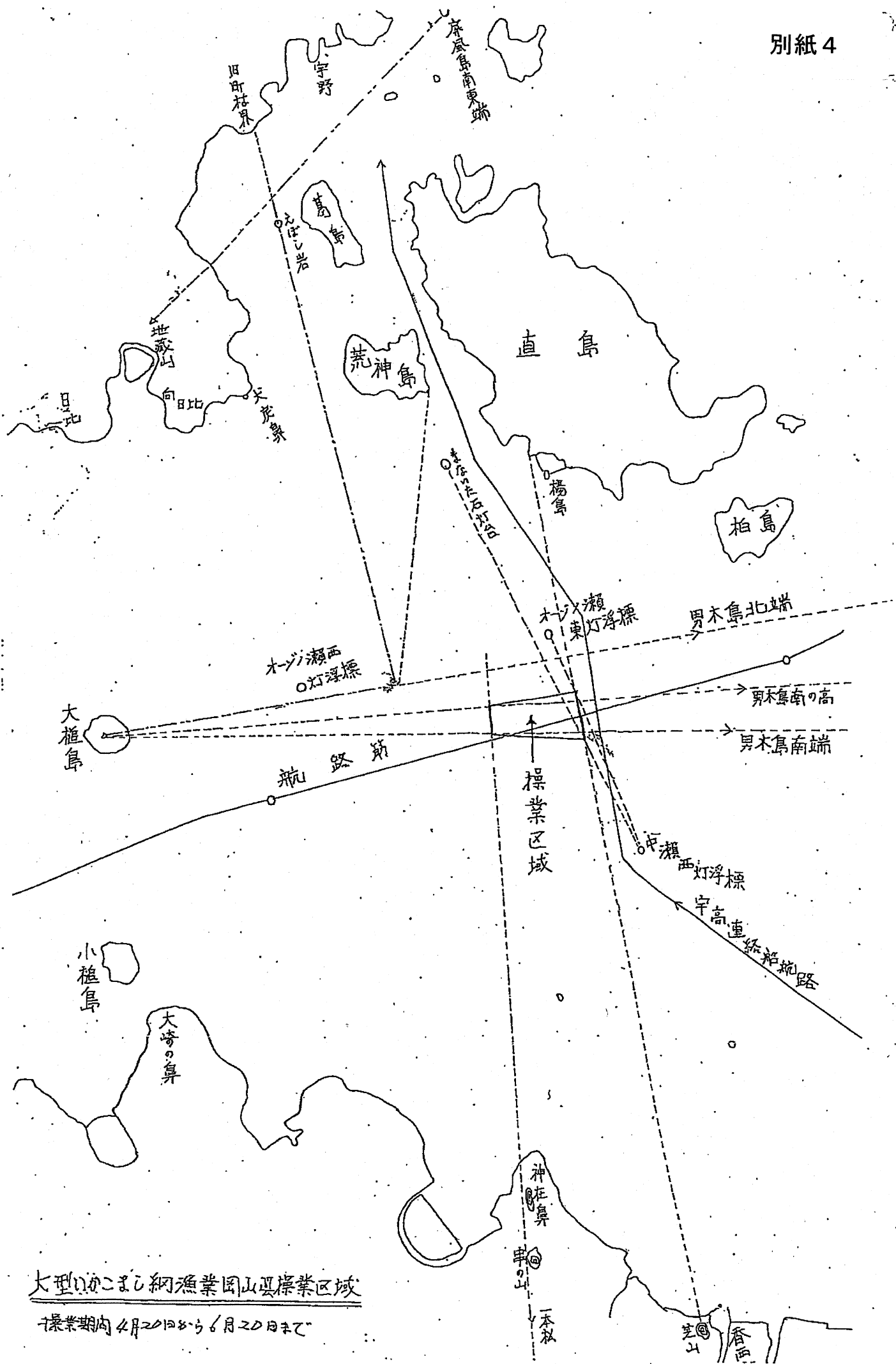
大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、更に弁天島西端からフクベ鼻、ハジカミ鼻、手島甚平鼻を結んだ線以北の香川県海面（但し禁止区域を除く）

斜線の区域は1月1日から4月30日まで及び7月1日から7月31日までの期間は操業禁止する。

----- 禁止区域



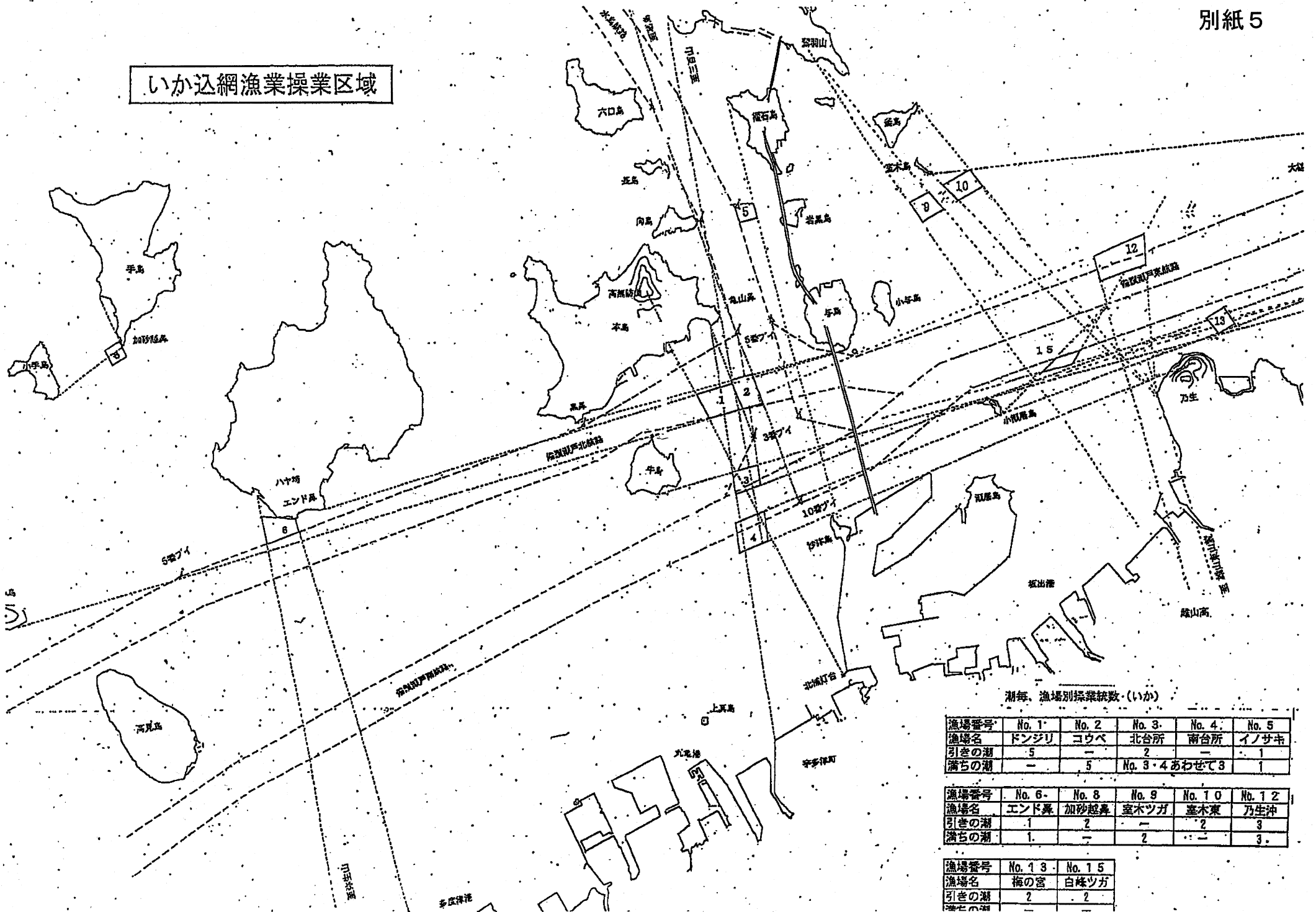
餌料いし込網漁業操業禁止区域



大型のこまじ網漁業岡山県標業区域

標業期間 4月20日から6月20日まで

いか込網漁業操業区域

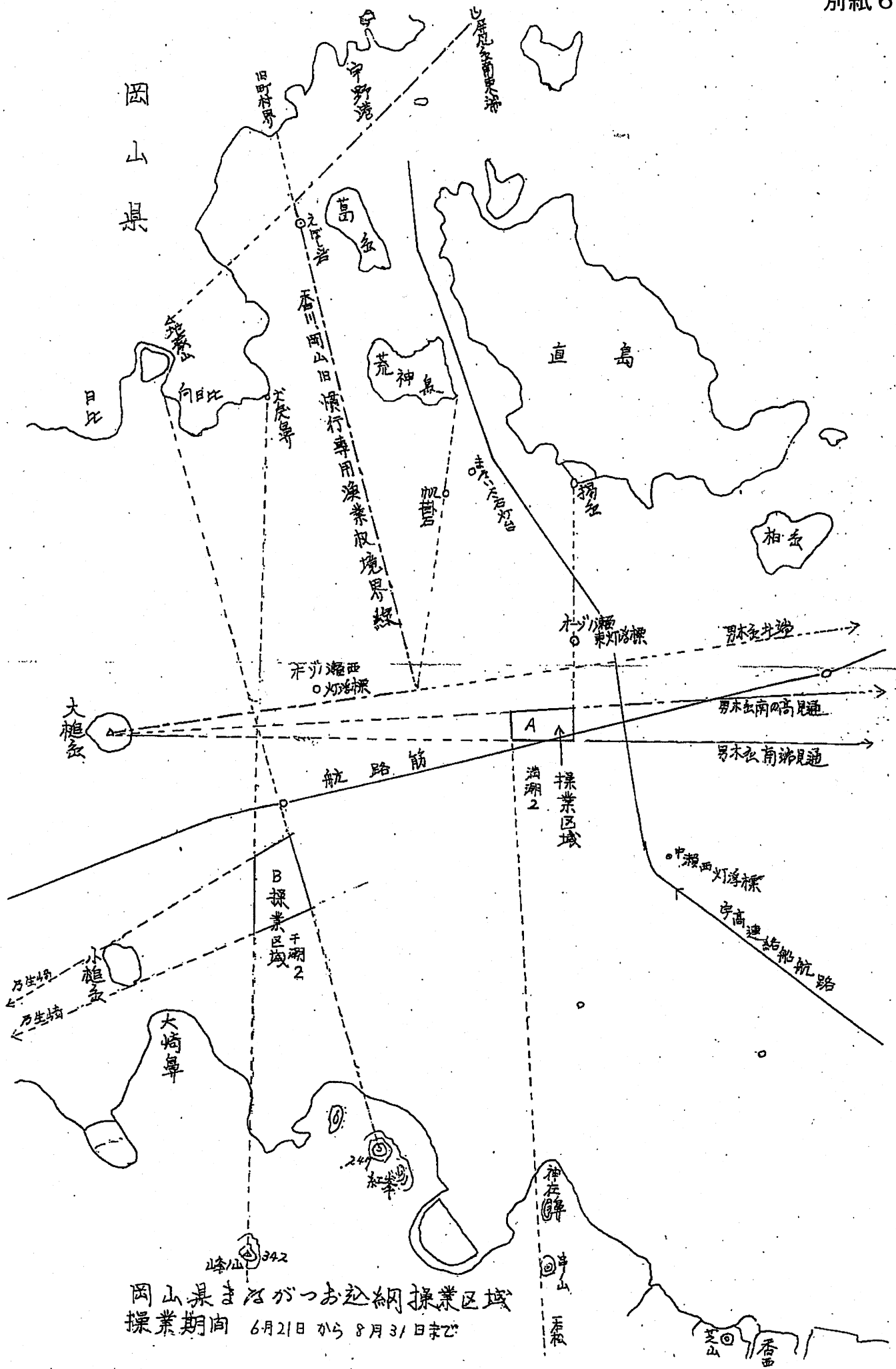


潮毎、漁場別操業統数・(いか)

漁場番号	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5
漁場名	ドンジリ	コウベ	北台所	南台所	イノサキ
引きの潮	5	—	2	—	1
満ちの潮	—	5	No. 3・4あわせて3		1

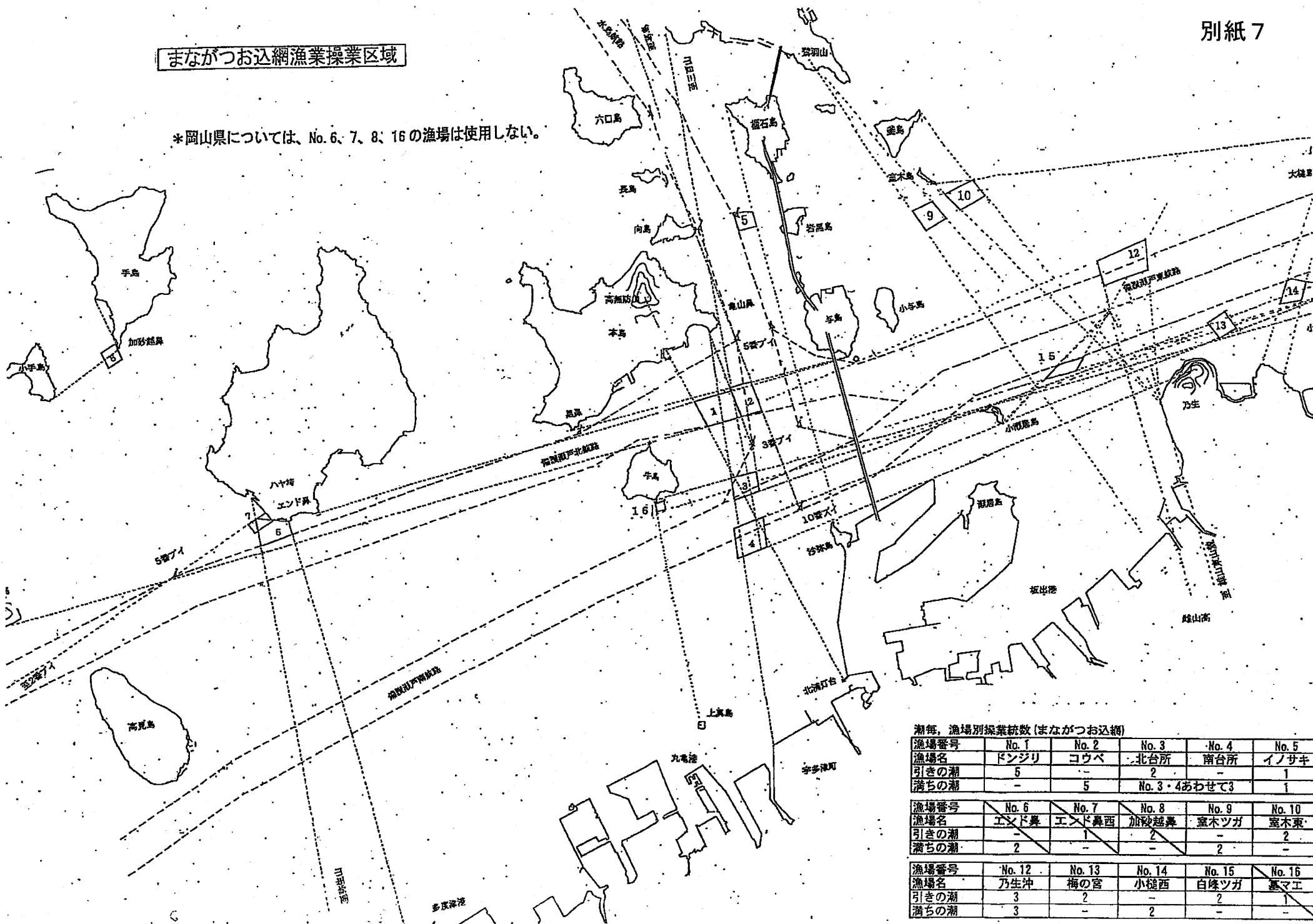
漁場番号	No. 6	No. 8	No. 9	No. 10	No. 12
漁場名	エンド鼻	加砂越鼻	室木ツガ	室木東	乃生沖
引きの潮	1	2	—	2	3
満ちの潮	1	—	2	—	3

漁場番号	No. 13	No. 15
漁場名	梅の宮	白株ツガ
引きの潮	2	2
満ちの潮	—	—



まながつお込網漁業操業区域

*岡山県については、No. 6、7、8、16の漁場は使用しない。



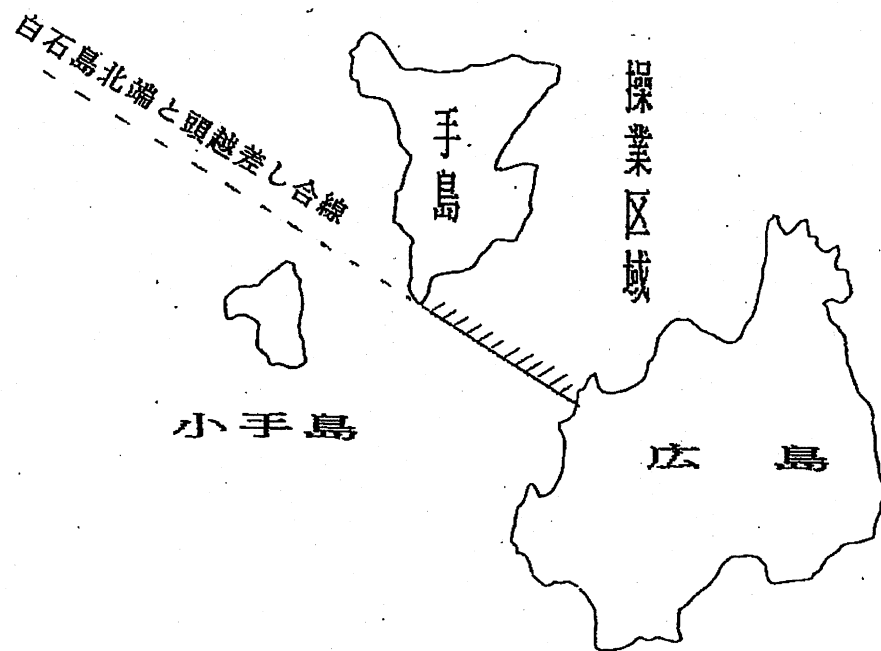
潮毎、漁場別操業統数(まながつお込網)

漁場番号	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5
漁場名	ドンジリ	コウベ	北台所	南台所	イノサキ
引きの潮	5	-	2	-	1
満ちの潮	-	5	No. 3・4あわせて3		1

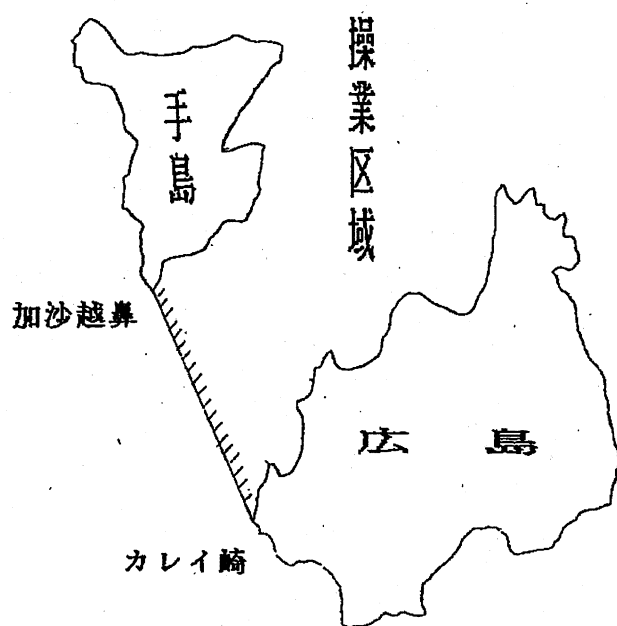
漁場番号	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
漁場名	エンド鼻	エンド鼻西	加砂越鼻	室木ツガ	室木東
引きの潮	-	1	2	-	2
満ちの潮	2	-	-	2	-

漁場番号	No. 12	No. 13	No. 14	No. 15	No. 16
漁場名	乃生沖	梅の宮	小槌西	白降ツガ	裏マエ
引きの潮	3	2	-	2	1
満ちの潮	3	-	2	-	-

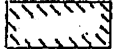
広島，手島間の操業区域



手島北部海面



直島地先のまたし釣り漁業操業区域図

 --- 操業区域

